

**(柱2) 地域で支え合う福祉のまちの再興**

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現～

≪総合戦略 基本目標2 人口減少社会に対応したまちづくりを進める≫

**○施策の方向性**

本市では、今後もさらに高齢化が進み、特に75歳以上の高齢者は、当面、増え続けることが予測されます。

特に、ひとり暮らしの方、障害のある方や認知症高齢者等は増加傾向にあり、これに伴い、さまざまな課題が生じると考えられます。

また、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化している中で、例えば、社会的孤立やダブルケア、8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題が表出しています。

これらの課題はすべての人に起こり得るものですが、個別性が極めて高く、従来の社会保障制度では十分な対応が困難です。

こうした将来を見据えた中で、人と人とのつながりにより、住民が共に支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会を実現するため、市民の相談ごとに「すぐに」「気軽に」「いつでも」対応できる相談支援体制を整えます。

高齢者が、介護や医療が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように在宅医療・介護連携の取り組みを推進するとともに、高齢化の進展により見込まれる人材不足への対応や認知症の人が適切な相談・医療に早期につながるための体制をつくっていきます。

また、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続できることを目指します。

障害者が自立した生活を送ることができるよう、就労支援や雇用促進を一層進めるとともに、いわゆる「親亡き後」でも地域で安心して暮らせるよう、グループホームの設置を拡充していきます。

また、技術革新など時代の変化を意識しながら、介護ロボットの活用、コミュニティバスの導入など、高齢者、障害者、そして支える方々が一緒になって生活していくことができる体制を整えていきます。

さらに、小学校などを地域の拠点とした世代間共生によるまちづくりや谷戸地域を生かした横須賀らしい楽しいコミュニティなど、新しいコミュニティの在り方を検討していきます。

## ○数値目標

| 項目   | 基準値               | 実績値<br>(2018年) | 実績値<br>(2019年)  | 目標値<br>(2021年[度]) |
|--|-------------------|----------------|-----------------|-------------------|
| <b>横須賀への愛着を感じる人の割合</b><br>市民アンケートにおける「感じる」「やや感じる」を選択した人の割合   | 76.9%<br>(2016年度) | 79.5%          | —               | 5.0ポイント<br>以上上昇   |
| <b>地域活動への参加・参画状況</b><br>市民アンケートにおける「地域活動に参加、参画している」と回答した人の割合   | 17.6%<br>(2016年度) | 32.6%          | 参考値<br>(33.0%※) | 5.0ポイント<br>以上上昇   |
| <b>地域看取り率</b><br>人口動態統計の自宅および老人ホーム（介護老人保健施設）の死亡数から、市内警察署が扱った自宅・老人ホームでの死体検案数を差し引いた死亡数が、全体の死亡数に占める割合（横須賀市独自指標） | 22.6%<br>(2015年度) | 24.7%          | 25.1%           | 25.0%             |

※基準値算出時とは、選択肢が異なるため。

## ○令和2年度予算の重点投資（主な最重点施策）

### （1）地域における支え合いの強化

#### ① 住民による支え合い活動への支援 6,422 千円

【福祉部地域福祉課（高齢福祉課）】

住民による支え合い活動団体への助成を行うことで、地域の「支え合い」の基盤をつくり、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えていきます。

- 支え合い活動の立ち上げに要する費用への助成
  - ・限度額：15 万円／1 団体
- 支え合い活動継続のための助成
  - ・限度額：5 万円／1 団体

#### ②（拡）介護予防活動への支援 20,885 千円

【福祉部健康長寿課（高齢福祉課）】

全ての高齢者を対象に、要介護状態とならないための介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。

また、住民が運営する通いの場などの介護予防活動を支援し、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

- 地域で活躍するボランティアを養成し、住民自らが行う介護予防活動の支援
    - ・介護予防サポーターの養成
    - ・フレイル予防サポーターの養成およびフレイルチェック教室の実施
  - 講演会や入門的な介護予防教室の開催による介護予防知識の普及啓発
  - 住民自らが行う介護予防活動を支援するため、医療機関などのリハビリテーションの専門職員を町内会館などに派遣
- （拡）○ 自主的な介護予防活動（通いの場など）の支援のため、ボッチャ用具を貸与

#### \*フレイル

筋力、認知機能、社会とのつながりなどの心身の活力が低下した状態。

③（拡）町内会・自治会の活動に対する支援 149,155千円

【市民部地域コミュニティ支援課】

地域の暮らしを支えるために、様々な役割を担い、日々、活動に取り組まれている方々が、安心して活動できるよう、町内会・自治会活動について支援します。

（拡）○ 町内会・自治会活動に要する費用への助成の増額

・コミュニティ活動推進交付金

均等割：138千円～221千円 → 188千円～271千円／年

世帯割：1世帯あたり388円 → 500円／年

④（拡）民生委員児童委員活動への支援 67,799千円 【福祉部福祉総務課】

近年の地域社会を取り巻く環境の変化により、地域住民の課題は複合・複雑化しています。これにより民生委員児童委員への負担が大きくなっていると同時に、地域での見守りや行政機関へのつなぎ役としての役割も一層期待されていることから活動費を増額します。

## (2) 日常生活や将来に不安を抱える方々への支援

### ① (拡) 障害者の雇用促進 133,111 千円

【福祉部障害福祉課、経済部経済企画課、総務部総務課】

障害者の雇用の促進と就労の定着のため、企業などに対する障害者雇用奨励金の支給や障害者雇用に前向きな企業への表彰を実施し、障害者の自立と社会参加を充実させます。

また、「障害者ワークステーションよこすか」を拡充し、障害者の一般就労への支援を行います。

さらに、一定の要件を満たす重度肢体不自由者が、自らの費用負担により職場などにおけるヘルパーの介助を受けている場合、その費用の一部を助成します。

#### ○ 障害者雇用奨励金

- ・ 知的障害者を雇用している事業主
- ・ 精神障害者を雇用している事業主
- ・ 国の障害者介助等助成金の対象となる重度視覚障害者・重度四肢機能障害者を雇用している事業主

#### ○ 障害者の雇用に前向きな企業の表彰

### (拡) ○ 障害者ワークステーションよこすかの拡充

- ・ 「障害者ワークステーションよこすか」で働く知的障害または精神障害のある方の職員数を3人から6人に増員

#### ○ 障害者職場等介助ヘルパー派遣費用の助成

- ・ 一定の要件を満たす重度肢体不自由者が、職場などでヘルパー派遣を受けるための費用の一部を助成
- ・ 限度額：1人あたり3万円/月

### ② 障害者の就労支援 36,188 千円 【福祉部障害福祉課】

一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、個人の能力に応じた就労の場の確保や日常生活の支援を行うとともに、障害福祉施設などに通う障害者が就職した後も、よこすか就労援助センターや障害福祉施設、ボランティアなどと連携して職場定着支援を行います。

- よこすか就労援助センターにおいて就労支援を行う職員の配置
- 障害福祉施設などの職員が行う職場定着支援に対する助成
- 職場定着サポーターの派遣
  - ・ 職場定着を支援するボランティアの派遣
  - ・ 市外企業などでの支援を行った場合のボランティア謝礼の交付

③ 特例子会社の誘致・設立のための支援 5,450 千円 【福祉部障害福祉課】

障害者の雇用の場を確保するため、特例子会社の設立に要する費用を助成します。

- 特例子会社設立支援補助金
  - ・整備費など：450 万円（限度額）
  - ・備品購入費：45 万円（限度額）
  - ・事務費：45 万円（限度額）

**\*特例子会社**

障害者の雇用を目的に企業が設立する子会社のこと。一定の要件を満たす場合、特例子会社で雇用している障害者数を親会社の障害者雇用率に算入できる。

④ 障害者グループホームの新規設立・運営のための支援 76,685 千円

【福祉部障害福祉課】

障害者が地域で安心して暮らせるよう、グループホームに対し家賃や整備費などを助成します。

- グループホーム家賃などの助成（市内 70 ヲ所、市外 17 ヲ所）
  - ・月額家賃の 1 / 2 の額（上限 10 万円）
  - ・更新料の 1 / 2 の額（上限 12 万円）
- グループホーム整備費の助成
  - ・5 ヲ所 / 年
  - ・1 ヲ所あたり 100 万円以内

⑤（拡）障害者の相談支援体制の充実 7,103 千円 【福祉部障害福祉課】

障害児者およびその家族に対して、身近な地域における相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業所などに対する助言、研修の実施などの機能を担う基幹相談支援センターを総合福祉会館に新設します（令和 3 年（2021 年）1 月開始予定）。

- （新）○ 基幹相談支援センターの設置

⑥（拡）カード型身体障害者手帳の交付準備 6,925 千円

【福祉部障害福祉課】

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から希望者に対し障害者手帳のカード形式による交付が可能となりました。本市においても、障害者の利便性向上のため、カード型身体障害者手帳の交付実施に向けて準備を進めます。

⑦ (拡) 手話通訳者・要約筆記者の派遣による聴覚障害者への支援の充実

6,455 千円 【福祉部障害福祉課】

聴覚障害者に対して手話通訳者・要約筆記者を派遣し、公的機関や医療機関などでの意思疎通の支援を行います。

- 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- 市役所閉庁時における医療機関などへの手話通訳者・要約筆記者の緊急派遣

(拡) ○ 手話通訳者・要約筆記者に対する報酬および交通費の見直し

⑧ (拡) 巡回入浴サービスの充実 30,878 千円 【福祉部障害福祉課】

家庭における入浴が困難な障害者に提供している巡回入浴サービスについて、新たに 18 歳未満の障害児も対象とし、障害児者の衛生的で健康的な生活の維持を図ります。

- 対象者（医師が適当と認めた障害児者に限る。）
  - ・ 18 歳以上 65 歳未満の下肢、体幹 1 級・2 級の肢体障害者

(新) ・ 18 歳未満の下肢、体幹 1 級の肢体障害児であり、かつ知能指数 35 以下の判定を受けている者

⑨ (拡) 認知症高齢者支援の推進 24,285 千円

【福祉部地域福祉課、健康長寿課（高齢福祉課）】

認知症高齢者および若年性認知症の人に対して早期相談、早期対応を行うため、有効なサービスの提供と地域における認知症の理解と支援体制の構築を図るとともに、認知症初期集中支援チームによる支援を推進します。

- 認知症初期集中支援チームによる支援体制の推進
- 認知症地域支援推進員による随時相談、医療・介護との連携
- 認知症高齢者などに対する相談および支援体制の充実
  - ・ 専門医による定例相談および保健師などによる随時相談
  - ・ 認知症高齢者介護者の集いの開催
  - ・ 認知症介護市民講演会および若年性認知症市民講演会の開催

(拡) ○ 認知症サポーターの養成

- ・ 認知症サポーターなどによる高齢者検索に LINE を活用

\* 認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、課題の抽出により支援方針を検討して初期の支援を包括的、集中的（おおむね 6 ヶ月）に行うことで、自立生活のサポートを行うチームのこと。

⑩ 高齢者虐待防止の推進 3,202 千円 【福祉部地域福祉課（高齢福祉課）】

高齢者への虐待を防止するため、虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら虐待を早期に発見し、高齢者および介護者への支援を行います。

- 未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応
  - ・ 電話や訪問による相談
  - ・ ケース支援のための関係機関との連携会議の開催
  - ・ 高齢者、介護者のためのこころの相談
  - ・ 市民啓発講演会、介護職員向け研修会などの開催

⑪ 精神保健対策と自殺対策の充実 24,486 千円

【健康部保健所健康づくり課】

精神障害者の早期治療の促進並びに精神障害者の社会復帰および自立と社会経済活動への参加を促進します。

また、平成 30 年度（2018 年度）に策定した「自殺対策計画」を推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

- 精神障害者やその家族に対する支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進
- 精神障害とこころの健康に関する正しい知識の普及啓発
- ひきこもりや家族に対する支援
- こころの電話相談
- 自殺対策の推進
  - ・ 自殺対策計画の進行管理
  - ・ 自殺対策を支える人材の育成
  - ・ 自殺対策の普及啓発
  - ・ 自殺未遂者支援

**\* 地域包括ケアシステム**

地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いなどが包括的に確保された体制。

⑫（拡）地域における各種相談の解決への支援 409 千円

【市民部田浦行政センター、浦賀行政センター】

地域住民の抱える困り事に対して、必要な相談の機会を提供し、課題解決に向けた継続的な支援を行うため、モデル事業として、田浦行政センターに加え浦賀行政センターに常設の相談窓口を設置します。

- 地域住民などから寄せられる種々の相談への対応
- 地域における支え合いの基盤づくりの支援や促進



⑬ (拡) 人権擁護事業の推進 6,869 千円 【市民部人権・男女共同参画課】

「横須賀市人権施策推進指針」に基づき、人権施策を総合的かつ効果的に進めます。

- 人権施策推進会議の開催
- 人権関係団体への支援

(拡) ○ 人権啓発推進の取り組み

- ・「子どもの権利条約」解説リーフレットの作成、配布
- ・パートナーシップ宣誓証明制度の相互利用の導入

宣誓証明書は、市外へ転出した場合は返還する必要がありますが、協定を締結した自治体への転出の場合、届出書を提出することで宣誓証明書を返還せずに転出先の自治体で使えるようにします。

⑭ (新) 福祉分野の相談支援体制の強化 1,940 千円

【福祉部地域福祉課 (福祉総務課)】

福祉に関する様々な相談に応じる総合相談窓口を消防局庁舎1階の地域福祉課に設置し、複合的な課題を抱える市民の相談を一括して受け付け、関係各課が連携して対応できる体制を構築します。

また、地域で課題解決ができるよう、地域における支え合い体制の整備に向けた支援を行います。

これにより、「家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる相談支援体制」の強化を進めます。

⑮ (新) よこすか成年後見センターの設置 323 千円

【福祉部地域福祉課 (高齢福祉課)】

平成28年(2016年)5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を踏まえ、成年後見制度の相談窓口となる、「よこすか成年後見センター」を消防局庁舎1階の地域福祉課に設置し、成年後見制度のさらなる利用促進を目指します。

- 緊急性の高い困難事例において、支援者からの要請によらず、認知症高齢者などを中心とする関係者の会議へ弁護士などの専門職を派遣。専門職は、成年後見制度に関する助言のほか支援者からの相談に対応
- 成年後見制度の普及啓発のため、市民向けのリーフレットを作成

⑩ (拡) 終活支援の充実 3,545 千円 【福祉部地域福祉課 (生活福祉課)】

終活支援センターを消防局庁舎 1 階の地域福祉課に開設し、身近な地域の生活相談や、葬儀・納骨などの終活課題について、本人の意思を尊重した解決を図り、生き生きとした人生を支援します。

(拡) ○ 終活等支援事業

・エンディングプラン・サポート

身寄りがなく生活にゆとりのない、ひとり暮らしの高齢者などのリビング・ウィル、葬儀、納骨などの終活課題について、本人の意思を尊重した解決を図ります。

・終活情報登録伝達

生前に登録した終活ノートの保管場所や墓の所在地などの終活関連情報を万一の時に病院、消防、警察、福祉事務所および本人が指定した方に知らせることで、本人の意思の実現を支援します。

(新) ・司法書士などの無料相談

終活登録にあたり、相続人がいない、相続関係が複雑、空き家を保有しているなど、財産の処分に関する不安を抱えている市民のため、公正証書遺言の作成に向けた司法書士などとの初回の相談機会を提供します。

\*リビング・ウィル

判断能力のあるうちに、人生の最終段階における治療などの希望について本人の意思を明らかにしたもの。

⑪ 災害応急対策の推進 68,710 千円 【市民部 (市長室) 危機管理課】

大規模な災害発生時において、市民の生活を維持するため、生活関連物資などの備蓄・管理を行い、災害発生時の迅速・的確な応急対策を実施します。

- 防災フェア型防災訓練の実施
- 災害用食糧の備蓄
- 100 m<sup>3</sup>非常用貯水装置の維持管理

⑱ 自主防災組織の活動支援 37,484 千円

【市民部（市長室）地域安全課、消防局警防課】

災害に対する「自助」「共助」の体制を強化するため、自主防災組織の活動を支援し、地域における防災力の向上を図ります。

- 防災器材などの整備費の助成
- 自主防災訓練報償金の交付
- 避難所運営委員会活動費の助成
- 自主防災訓練の指導

⑲（拡）安全で安心なまちづくりの推進 15,695 千円

【市民部（市長室）地域安全課】

市民の誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

- 地域防犯活動の支援
- 企業との防犯協力
- 地域安全安心活動関係物品の支給
- 安全・安心まちづくり推進連絡協議会の運営
- （新）○ 特殊詐欺防止機能付電話機等購入費の助成

⑳（新）ひきこもり支援の充実 3,334 千円 【福祉部生活福祉課】

より丁寧な支援を必要とする方やその家族に対し、本人宅への訪問を行い、信頼関係を構築することにより、社会参加ができるよう支援します。

- アウトリーチ支援員の配置
  - ・ 臨床心理士など 2 人（NPO 法人へ委託）
  - ・ 本人宅の訪問
  - ・ 本人、家族の継続的支援
  - ・ 地域の関係機関への同行相談の実施や連携の強化

### (3) 健康管理意識の向上、行動変容を促すための取り組みの推進

#### ① (拡) 生活習慣病の重症化予防のための取り組み 6,621 千円

【福祉部健康長寿課（健康保険課）】

特定健康診査の結果やレセプトデータを用いて、生活習慣病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者を受診勧奨により適切な治療に結びつけるとともに、慢性腎臓病が重症化するリスクの高い方の腎不全や人工透析への移行防止を目的として医療機関との連携を推進します。

- 生活習慣病の高リスク者に対する医療機関への受診勧奨の実施
- 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

#### (新) ○ CKD（慢性腎臓病）病診連携事業の実施

- ・ 特定健康診査受診者の腎症重症化予防、人工透析導入抑制のための専門医と診療所と行政の連携体制を構築

#### ② 市民健診・がん対策の充実 617,195 千円 【健康部保健所健康づくり課】

疾病の早期発見、早期治療のため、保健所健診センターおよび市内委託医療機関において、健康診査、がん検診などを実施します。また、横須賀市がん対策推進計画に基づき、総合的ながん対策を推進します。

- 健康診査
  - ・ 成人健康診査  
対象：18 歳から 39 歳まで
  - ・ 後期高齢者健康診査  
対象：75 歳以上または 65 歳以上で一定の障害がある方  
(後期高齢者医療被保険者)
- 各種がん検診
  - ・ 対象：40 歳以上  
(子宮頸がん検診は 20 歳以上、前立腺がん検診は 50 歳以上)
  - ・ 20 歳女性を対象とした子宮頸がん検診、40 歳女性を対象とした乳がん検診の無料クーポン券による個別受診勧奨および再勧奨

③ ピロリ菌対策の推進 8,409 千円 【健康部保健所健康づくり課】

ピロリ菌を早期に除菌し、ピロリ菌が主な原因とされる胃がんなどの病気のリスクを低減するとともに、次世代へのピロリ菌感染を防ぐため、市内に住民登録がある中学校2年生の希望者に対し、ピロリ菌検査や除菌治療を実施します。

- 一次検査
  - ・対 象：市内に住民登録がある中学校2年生
  - ・検査方法：尿中抗体検査
- 確定検査
  - ・対 象：一次検査での陽性者
  - ・検査方法：尿素呼気検査（市内指定医療機関）
- 除菌治療
  - ・対 象：確定検査での陽性者
  - ・治療方法：服薬治療（市内指定医療機関）

④ 歯科口腔保健の推進 42,152 千円 【健康部保健所健康づくり課】

健康寿命の延伸のために、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたオーラルケアを推進します。

- 幼児歯科健康診査
  - ・1歳6ヵ月児、2歳6ヵ月児、3歳児
- 歯周病検診
  - ・集団：18歳以上
  - ・個別：30歳・40歳・50歳・60歳・70歳
  - ・妊婦歯科検診
- 市民健診歯科プログラム
- 歯科健康教育
  - ・対象：乳幼児、園児、児童、生徒、成人、高齢者
  - ・学校歯科巡回教室（児童）
- 集団フッ化物洗口（園児）
  - ・市立保育園（4歳児、5歳児）10園
  - ・市立幼稚園（4歳児、5歳児）2園
- 歯科相談

**\* オーラルケア**

むし歯や歯周病予防のために歯や口の中を清潔に手入れすること。

⑤ 健康づくりの推進 1,848 千円 【健康部保健所健康づくり課】

健康増進法・食育基本法に基づき、市民の健康づくりの指針となる横須賀市健康増進計画(第3次)、横須賀市食育推進計画(第2次)を推進します。

また、誰もがいつまでも健康で、生きがいを持ちながら活躍できる社会の実現を目指すための取り組みを推進します。

- 横須賀市健康増進計画(第3次)、横須賀市食育推進計画(第2次)の周知、進行管理
- 県、三浦半島4市1町などと連携した健康づくりの推進
  - ・ショッピングセンターなどで、健康関連のブースを出展する「健康フェア in 横須賀」の開催
  - ・県、三浦半島4市1町で「未病を改善する半島宣言」に基づき、広域連携した健康づくり事業を実施
  - ・生きがいづくりや健康づくりについての情報を提供する「生涯現役フォーラム」を、民間4団体と共同で開催
- 受動喫煙防止対策
  - ・改正健康増進法における「望まない受動喫煙の防止」を図るための取り組みを推進

⑥ (新) ねんりんピックかながわ 2021 の開催準備 671 千円

【福祉部福祉総務課】

高齢者の健康維持、社会参加等の意識の高揚を図る場として毎年開催されている「全国健康福祉祭」(愛称:ねんりんピック)が、令和3年(2021年)に神奈川県で開催されます。

本市では卓球交流大会と総合閉会式を開催するため、実行委員会形式で準備を進めていきます。

- 本大会の開催準備
- リハーサル大会の開催(卓球大会、健康づくり教室、おもてなしイベント)

## (4) 適切な医療・介護体制等の整備

### ① 新市立病院の建設 56,847 千円 【健康部市立病院課（地域医療推進課）】

老朽化した「うわまち病院」の移転建替えとなる新市立病院について、令和7年度（2025年度）の開設を目指し、整備を進めます。

#### ○ スケジュール

- ・令和元・2年度（2019・2020年度）：基本設計
- ・令和2～6年度（2020～2024年度）：実施設計および建設
- ・令和7年度（2025年度）：新市立病院開設

### ② 在宅における医療と介護の連携推進 19,412 千円

【健康部地域医療推進課】

在宅での療養を望む市民やその家族が安心して在宅療養を選択できる体制を構築するため、医療関係者と介護関係者の連携強化や人材育成、在宅療養についての啓発などを行います。

- 在宅療養連携会議の開催
  - ・多職種の連携を図り、課題の抽出や解決策を検討
- 在宅医療・救急医療連携検討会の開催
  - ・在宅患者の救急搬送時の課題の抽出や解決策を検討
- 在宅療養ブロック連携拠点の運営委託
  - ・在宅医を中心とした地域別ネットワークづくりの推進
- 在宅療養センター連携拠点の運営委託
  - ・市全域にかかる在宅療養連携のための体制づくりの推進
- 医療・介護の専門職を対象とした各種研修、セミナーの開催
- シンポジウムや冊子などによる市民啓発の推進
- 横須賀・三浦二次保健医療圏における連携推進のための行政担当者会議の開催

③ 地域介護施設の整備などに対する支援 290,604 千円

【福祉部介護保険課】

住み慣れた地域での生活を支える地域介護施設の整備などに要する費用を助成します。

- 地域密着型サービス事業所建設
  - ・限度額：1事業所あたり 3,528 万円（合築・併設）
- 地域密着型サービス事業所開設準備
  - ・限度額：1事業所あたり 83.9 万円／定員 1 人または宿泊定員 1 人
- 施設内保育施設建設
  - ・限度額：1施設あたり 1,249.5 万円（合築・併設）
- 施設内保育施設開設準備
  - ・限度額：1施設あたり 420 万円
- 特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修
  - ・限度額：1施設あたり 73.4 万円／定員 1 人
- 認知症高齢者グループホーム防災改修
  - ・限度額：1事業所あたり 773 万円

④ 介護ロボットの導入支援 1,984 千円 【福祉部介護保険課】

介護施設・事業所への介護ロボットの導入を支援することで、従事する介護職員の負担を軽減し、介護人材の定着促進を図ります。

- 介護施設職員などを対象としたロボット展示場の見学支援
  - ・参加の募集、参加した介護施設職員などへの事後調査
- 介護施設・事業所へ介護ロボットの試用貸出
  - ・市がメーカーからレンタルし、希望する介護施設などへ貸し出し、試用後の事後調査



⑤ (拡) 介護人材の確保・定着支援に向けた取り組み 1,225 千円

【福祉部介護保険課】

介護施設などの職員を対象とした定着支援のための研修や、経済連携協定（E P A）で来日した外国人介護福祉士候補生および外国人技能実習制度の介護職種で来日した外国人技能実習生を対象とした介護に関する日本語研修を行います。

○ 介護施設・事業所向け職員研修の実施

- ・介護現場のコミュニケーションなどの課題解決のための研修（講師派遣型）
- ・コミュニケーション研修

(拡) ○ 外国人介護福祉士候補生（E P A）および外国人技能実習生（介護職種）を対象とした介護に関する日本語研修の実施

- ・外国人介護福祉士候補生（E P A）への研修

(拡) ・外国人技能実習生（介護職種）への研修

\* 経済連携協定（E P A）

貿易のみならず、人の移動など幅広い分野での連携を促進するための二国間または多国間での協定。E P Aに基づき国家資格の取得を目的に来日した外国人が、介護福祉士候補生として介護施設で就労・研修している。

\* 外国人技能実習制度（介護職種）

国際貢献を目的として、開発途上国などの外国人を日本の産業現場で一定期間受け入れ、O J Tを通じて技能を学んでもらい母国に移転する制度。平成 29 年（2017 年）11 月から対象職種に介護職種が追加され、介護施設などでの受け入れが可能となった。

⑥ 介護職に対する理解を深めるための取り組み 110 千円

【福祉部介護保険課】

市立中学校などで、地域の介護施設職員が出前講座を実施し、生徒に介護の必要性や尊さ、従事している人のやりがいや喜びなどを伝えることで、介護の仕事に対する理解を深め、介護人材を増やす足掛かりにします。

○ 介護施設職員による出前講座の実施

- ・対象学校：市立中学校 23 校  
市立高等学校 1 校

## (5) 横須賀らしさを生かした地域コミュニティの活性化

### ① (拡) 小学校を拠点とした地域コミュニティの強化 1,007 千円

【市民部地域コミュニティ支援課】

小学校を地域コミュニティの拠点として、子どもから高齢者までさまざまな世代の交流を促進し、地域の結びつきの強化を図ります。

(拡) ○ 試行・検証するモデル校を1校から3校に拡充

### ② 谷戸の地形を活用した地域コミュニティの再生 18,751 千円

【都市部まちなみ景観課】

景観や自然環境に恵まれた横須賀の谷戸地域の潜在的な魅力を引き出し、活用する取り組みにより、個性ある地域コミュニティの再生を目指します。

- 特色ある地域コミュニティ再生に向けた「アーティスト村」創出へのさらなる芸術家の誘致と施設の整備
- 関東学院大学との協働により創出した、空き家を活用した地域交流拠点「守谷ノ間」の学生による運営活動を支援
- 空き家を活用したコミュニティ再生への取り組みを公募し、実現に向けた経費の一部を助成
  - ・ 地域コミュニティ再生提案事業助成補助率：3/4、限度額：100万円

### ③ 住環境の充実 18,101 千円 【都市部まちなみ景観課】

住まいの利活用や空き家増加に歯止めをかける複合的な事業を実施し、都市のコンパクト化や定住促進に取り組みます。

- 不動産事業者や司法書士など関係団体と連携した、空き家所有者・管理者向け相談会の開催
- 良質な住宅ストックの循環促進のため「子育てファミリー等応援住宅バンク」登録物件を購入し、居住する子育て世代へ物件購入費などの費用の一部を助成
  - ・ 物件購入助成補助率：10/10、限度額：35万円
- ・ リフォーム、解体助成
- 補助率：1/2、限度額：15万円
- 市民が子ども夫婦などを市外から転入させるため、自宅を2世帯住宅にリフォームする場合、費用の一部を助成
  - ・ 2世帯住宅リフォーム助成補助率：1/2、限度額：30万円

④ 空き家の除却による宅地流通の促進および耐震化率の向上 6,800 千円

【都市部まちなみ景観課】

空き家の解体を促し、空き家数の減少と跡地の利活用を促進することで、良好な住環境の維持と住宅ストックの適正化を図ります。

- 老朽化し、倒壊などの危険がある空き家解体費用の一部を助成
  - ・老朽危険空き家の解体助成  
補助率：1／2、限度額：35 万円
- 5 年以上居住者のいない旧耐震基準の空き家解体費用の一部を助成
  - ・旧耐震基準の空き家解体助成  
補助率：1／2、限度額：15 万円

⑤ 市民公益活動の促進・支援 4,474 千円 【市民部市民生活課】

市民公益活動の活性化を図るため、市民や企業からの寄附金を積み立て、これを原資として市民公益活動団体を支援します。

- 特定非営利活動法人を対象とした補助金の交付
  - ・特定非営利活動法人補助金
- 公益活動参加者に、市が指定する施設・商店などでの支払いや、市民公益活動団体などへの寄附に使えるポイント券を配付する市民公益活動ポイント制度の実施および検証
- 寄附促進啓発事業の実施

⑥ 市民協働型まちづくりの推進 10,731 千円 【市民部市民生活課】

市民、市民公益活動団体、事業者、市がそれぞれの特長を生かし、互いに役割分担しながらまちづくりを推進していくため、各種事業を実施します。

- 市民協働審議会の開催
- 市民公益活動団体を対象とした補助金の交付
  - ・市民協働推進補助金  
補助率：4／5、限度額：50 万円
- 市民協働モデル事業の実施
- 市民公益活動や市民協働事業における事故に備え、市が保険料を負担し最低限の補償を用意する市民まちづくりサポーター保険制度の運用
- 市民協働啓発事業の実施

## (6) 毎日の暮らしやすさを向上させるための取り組み

### ① コンビニエンスストア公金収納の開始 56,070 千円

【総務部会計課、税務部税制課、福祉部健康保険課】

令和2年(2020年)4月から、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料の4種類について、コンビニエンスストアでの収納を開始します。

### ② (拡) 電子行政手続の推進 1,407 千円

【経営企画部デジタル・ガバメント推進室(政策推進部情報政策課)】

令和2年(2020年)6月から、神奈川県内自治体(横浜市および川崎市を除く)が共同利用する電子申請システム(e-kanagawa)の利用を開始します。

(拡) ○ 電子申請システムの導入

### ③ (拡) デジタル・ガバメントの推進 20,638 千円

【経営企画部デジタル・ガバメント推進室(政策推進部情報政策課)】

ICTを活用し、利用者中心の行政サービスの実現、行政事務の効率化・自動化などを推進します。

また、業務改革のノウハウやICTツールを使いこなすための研修を実施し、デジタル・ガバメントを推進する職員の育成を行います。

○ 自動会議録システムの運用

(新) ○ 業務改革・ICTスキル研修の実施

#### \* デジタル・ガバメント

行政のデジタル化を進め、それを契機に、行政サービスの内容や提供方法、行政組織のあり方などを刷新するとともに、社会的課題の解決を進め、安全安心かつ公平、公正で豊かな社会の実現を目指すこと。

### ④ 職員研修の充実 202 千円 【総務部人事課】

問題を抱えている相談者に寄り添った対応ができるよう、職員研修として、職員の傾聴力の向上を図る研修を実施します。

○ 産業カウンセラーを講師とする傾聴力向上研修の実施